埼玉県（川口市除く）　住宅宿泊事業法
届出住宅（廃止分除く）　市町村別内訳

令和8年10月31日 時点

さいたま市	大宮区	西区	緑区	北区	中央区	岩槻区
71	10	5	6	1	7	7
南区	浦和区	見沼区	桜区			
6	12	9	8			
川越市	越谷市					
75	8					
熊谷市	行田市	秩父市	所沢市	飯能市	加須市	本庄市
5	2	39	38	26	2	1
東松山市	春日部市	狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市
4	5	5	2	9	2	5
草加市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市	和光市
9	7	7	3	30	3	4
新座市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市	富士見市	三郷市
10	3	8	1	1	2	5
蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市	日高市	吉川市	ふじみ野市
1		3		5		4
白岡市	伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町
2	2	2	7		1	1
小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町
9	2		1	7	8	2
長瀞町	小鹿野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町
6	3	2	1	1	1	9
宮代町	杉戸町	松伏町				合計
2	2					476